

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 石橋 一隆

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。
記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	履行場所	履行期間	備考
立入監視所用仮設 ユニットハウス賃貸借	仕様書のとおり	1	ST	朝霞駐屯地	8.8.8～ 8.9.16	

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 7・8・9 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」が C 等級以上に格付されている者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室
東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eaфин/index.html>)

4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 入 札
令和 8 年 7 月 15 日（水）10 時 15 分
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 12 号隊舎 業管センター 1 階 第 3 講師室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判明しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAX による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。
- (2) 契約金額が250万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額が250万円未満の場合は契約書の作成を省略する。
- (3) 適用する条項
 - ア 基本契約条項：「賃貸借契約条項」
 - イ 特約条項：「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札参加希望者は7月13日（月）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (3) 入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (4) 本件の入札においては郵便入札を可とする。入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
 - ア 期 限：7月14日（火）17時00分
 - イ 送付先：東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科契約班
- (5) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - ア 日 時： 令和8年7月17日（金） 16時15分
 - イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 業管センター 1階 第3講師室
- (6) 再度入札において郵便により参加する場合は、7月17日（金）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (7) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (8) 本記載事項に関する問い合わせ
 - 連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当：下山田(内線 5414)
 - T E L：048-460-1711 F A X：03-3924-4312（直通）
- (9) 仕様書等に関する問い合わせ
 - 連 絡 先：東部方面総監防衛部訓練課 担 当：志村（内線 2757）

仕 様 書		令和8年6月24日															
		番 号 145															
品 名	立入監視所用仮設ユニットハウス賃貸	作 成 部 隊	東部方面総監部防衛部訓練課														
1 総 則 本仕様書は、日米豪共同指揮所演習において貸借する検問所用仮設ユニットハウスについての必要事項を規定する。 2 期 間 全般期間：令和8年8月8日（土）～9月16日（水） 運用期間：令和8年8月19日（火）1000～9月13日（土）1600 3 設置場所及び台数 朝霞駐屯地内 (1) 中央グラウンド地域 2棟 (2) C T S 地域 3棟 4 概 要 <table><tr><th>設置場所</th><th>名 称</th><th>概 要</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>中央グラウンド地域</td><td>立入監視所用仮設ユニットハウス</td><td>約9㎡ ※設置・借上・解体・輸送費等含む費用</td><td rowspan="2">1式</td><td rowspan="2">詳細は仮設ユニットハウス設置概要参照</td></tr><tr><td>C T S 地域</td><td>立入監視所用仮設ユニットハウス</td><td>約9㎡ ※設置・借上・解体・輸送費等含む費用</td></tr></table> (1) 仮設事務所の基礎はH鋼（山止め材可）（L＝4m程度）を使用し、単管にてユニットハウスを囲い、単管は基礎に固定するものとする。 (2) 仮設事務所の借上げ期間は下記期間を見込むものとする。 令和8年8月19日（水）～令和8年9月16日（水） (3) 内装、電気設備（ブレーカー、照明、コンセント、換気扇等）はメーカー標準仕様とし、建具は出入口2箇所を図示位置に設置するものとする。 (4) 出入口には、踏台、庇及び照明を設置するものとする。 (5) 粉末A B C 消火器10型を各ユニットハウスに1本以上設置するものとする。 (6) 仮設事務所エアコン（1馬力）1台を適切な場所に設置するものとする。 (7) 仮設事務所用の窓及び出入口にはブラインドまたはカーテンを取付けるもの					設置場所	名 称	概 要	数 量	備 考	中央グラウンド地域	立入監視所用仮設ユニットハウス	約9㎡ ※設置・借上・解体・輸送費等含む費用	1式	詳細は仮設ユニットハウス設置概要参照	C T S 地域	立入監視所用仮設ユニットハウス	約9㎡ ※設置・借上・解体・輸送費等含む費用
設置場所	名 称	概 要	数 量	備 考													
中央グラウンド地域	立入監視所用仮設ユニットハウス	約9㎡ ※設置・借上・解体・輸送費等含む費用	1式	詳細は仮設ユニットハウス設置概要参照													
C T S 地域	立入監視所用仮設ユニットハウス	約9㎡ ※設置・借上・解体・輸送費等含む費用															

とする。

- (8) 仮設事務所用の電灯引込線を本設置に含み作業ものとする。

電源接続場所は、体育館仮設分電盤内ブレーカ接続

地面にコログシする電灯引込線は、樹脂プロテクターを使用し保護するものとする。

- (9) 各ユニットハウスに次の備品等を設置するものとする。

ア ハンディ金属探知機 各2台と電池、予備として本体2台を官側に預託

イ 金属探知機用ホルスター 各2本と、予備として2本を官側に預託

ウ 再充電キット（電池1個を含む） 各1個

エ 会議用テーブル 各2台

オ パイプイス 各2脚

5 一般仕様

本作業の仕様は、本仕様書の定めるところによる。

また本作業を実施するにあたり、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定を行うものとする。

6 一般事項

- (1) 本作業は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に準じ、丁寧かつ確実に実施するものとする。

- (2) 「監督官」とは、官側の監督職員とし、「請負者」とは当該工事請負契約の請負者又は契約書等の規定により定められた現場代理人をいう。

- (3) 作業に際し、本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、また軽微な変更に対し請負金額の変更はしないものとする。

- (4) 着工に先立ち工程表及び仮設プレハブ設計図を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。

- (5) 現場管理・安全管理

ア 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対して現状復旧する。

イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。

ウ 現場代理人は管理能力を有する者とし、設計図書に基づく工程の管理、作業状況の検査及び材料の試験等および、作業員への作業工程の周知等を行なう。

エ 現場は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。

オ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。

カ 作業に際し、既設部分への養生等が必要と思われる箇所については、適切な養生を実施すること。

- (6) 地域における細部設置場所は官側の指示に従うものとし、軽微な移動等生じた

場合については、対応するものとする。

- (7) 設置・撤収の細部時期については官側との調整によるものとする。
- (8) 作業エリア以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙を禁止する。
- (9) 運用開始までに設置等の完了させるものとする。
- (10) 設置・撤収期間の賃貸借費用を見積に含ませるものとする。

7 特記事項

借上げ期間中において、ユニットハウス及び設備類に故障及び不具合が生じた場合は、請負者の責任において、速やかに処置を行うこと。

8 検 査

現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以て、作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け合格を以て作業完了とする。

- 9 契約締結にあたっては、緊急事態宣言等の不測の事態により官側として事業を中止せざるを得ない状況が生じた場合において、搬入時期の1週間前を基準としてキャンセル料は支払わないものとする。細部は官側との調整による。

10 その他

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、官側と協議により決定する。

仮設ユニットハウス設置概要

